



杉の子保育園

緊急時対応事項及び承諾書

社会福祉法人信和会が運営する杉の子保育園にて万が一、利用時間内に保育園スタッフの不手際により園児に怪我等が生じた場合には、(乙)が加入する保険の範囲内で賠償することとします。また、園児が急変や事故などの非常時には応急処置をすること、必要な処置を受けるために病院等の医療機関へ移送することとします。ただし、状況によっては応急処置や移送をしないこともあります。(甲)は以上のことに同意し、入園を申し込みます。

年 月 日

甲(保護者)

住 所:

氏 名:

乙(事業者)

住 所: 千葉県茂原市八千代2-6-1

事業者名: 社会福祉法人信和会 杉の子保育園

<損害保険ジャパン日本興亜株式会社 保険内容>

■保育所経営者賠償補償

保育所の施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物の事故により、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合の補償。

■園児のための傷害事故補償

園児の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガを補償。

身体賠償 財物賠償 (施設・昇降機) 支払限度額	身体賠償 財物賠償 (生産物) 支払限度額	総支払限度額	自己負担額
1 億円 (1 名/1 事故)	1 億円 (期間中)	1 億円 (お支払する保険金の 最高限度額)	1 千円 (1 名/1 事故/期間中)

死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額
100 万円	1,500 円	1,000 円